

神体第 683 号

令和 2 年 2 月 27 日

各加盟団体理事長 様

公益財団法人神奈川県体育協会

専務理事 小野 力



新型コロナウイルス県内感染のまん延防止のための取組について
(令和 2 年 2 月 26 日時点) (依頼)

時下、貴団体におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また。日頃から本会の諸事業に対しまして、ご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス県内感染のまん延防止のための取組につきましては、令和 2 年 2 月 21 日付けをもって、各加盟団体理事長あて依頼したところであります。このたび、別添のとおり、令和 2 年 2 月 26 日に神奈川県が新たな取組を出されました。

そこで、本会といたしましては、このような状況を鑑み、新たに次のとおり対応を検討くださるようお願い申し上げます。

なお、参考までに神奈川県における取組方針（令和 2 年 2 月 26 日）を添付いたしましたのでよろしくお願ひいたします。

【主な対応】

主催、共催事業で、不特定多数の方が集まるイベント等は、原則中止又は延期とする。

ただし、開催せざるを得ないイベント等は、感染症拡大予防対策（※）を講じたうえで、開催することが出来る。

また、不要・不急の会議、研修会等については、原則中止又は延期とする。

ただし、開催せざるを得ない会議、研修会等については、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮等を行い、感染症拡大予防対策（※）を施したうえで開催することが出来る。

以上についてご検討をお願いいたします。

※感染症拡大予防対策

- 発熱、せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者を含む）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫

問合せ先

事務局長 駒形

TEL 045 (311) 0653

ファクシミリ 045 (311) 0637

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

令和2年2月26日

新型コロナウイルス感染症については、2月25日付けで国の基本方針が示されたところだが、感染拡大を防ぎ、感染の流行を早期に終息させるためには、徹底した対策を講じる必要がある。

特に、国の専門家会議においては、感染拡大のスピードを抑制するためには、これから約1~2週間が瀬戸際になるとの認識であり、県としても、感染拡大の防止に向けて極めて重要な時期と考えている。

そこで、本県として、本日から3月15日までの期間を対象に、早急に以下の対策に取り組むこととし、基本方針を定める。

1 職員向け対策

- 感染拡大防止に向けて、全職員がテレワーク・時差出勤・年休取得を実施
 - ・ テレワークは、所属長判断で、最大、職員の5割までが実施可能とする。
 - ・ 県民対応等の状況でテレワークが困難な場合にあっても、拡大時差出勤や年次休暇（時間休を含む）取得により、オフピーク通勤等を実施する。
 - ・ こうした各職場に応じた柔軟な対応を実施することで、全職員が感染拡大の防止に努める。

2 県立学校向け対策

- 県立学校における幼児・児童・生徒の安全安心を確保するという観点から、まん延防止に向けて、学校行事の原則延期、中止等の必要な措置を講じる。

別添資料1 「新型コロナウイルス感染の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取組方針について」（令和2年2月26日付け通知）

別添資料2 「児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の学校における当面の対応について」（令和2年2月26日付け通知）

3 イベント等の実施の扱い

別添資料3 「イベント等の実施の扱い」

4 来庁者への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

問合せ先

【1、4】総務局副局長兼総務室長	河鍋	電話 045-210-2101
【2】 教育局副局長	田代	電話 045-210-8005
【3】 知事室広報戦略担当課長 くらし安全防災局管理担当課長	大塚 青木	電話 045-210-3650 電話 045-210-3411

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針（令和2年2月18日 総括危機管理官等連名通知）では、

『不要不急のイベント等は、規模の縮小、時間の短縮、延期、中止、代替手段への切り替えを検討し、当初日程での実施が避けられないものは、県職員はマスク着用の上で対応、参加者には「手洗い、うがい、マスク」など感染防止を徹底させたうえで実施する。』こととした。

こうした中、令和2年2月25日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症対策の基本方針では、

「まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期である。」とされた。

そこで、令和2年3月15日（日）までに県が主催するイベント等については、次のとおりとする。

（1）県民が参加するイベント等

不特定多数の方が集まるイベント等は、原則、中止又は延期とする。

ただし、開催せざるを得ないイベントは、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

なお、卒業式、資格試験など、参加者が特定され、かつ、開催を中止・延期することが困難なものは、参加者に十分注意喚起を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

（2）会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

※感染症拡大予防対策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫